

教育委員会会議 定例会

令和 8 年 8 月 1 9 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 22 号 令和 9 年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

な し

議案第 22 号

「令和 9 年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について」

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 21 条第 6 号に基づき、県立学校で使用される教科書の採択をする必要がある。

件名	令和9年度使用山梨県高等学校及び特別支援学校用教科用図書採択について
経緯	◎公立学校で使用される教科書の採択の権限は、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号） ◎採択の方法については、県立高校（特別支援学校高等部を含む）の場合、各校が生徒の実態などを踏まえ検討し、採択希望をまとめ、県教育委員会が審査し採択を決定する。（特別支援学校小・中学部については、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け、同様の措置をとっている。） ○各県立高等学校（特別支援学校高等部を含む）へは、教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うために、校内教科書採択研究委員会の設置、調査研究、教科書制度の概要、教科書採択の基本方針についての指導・助言を行い、高等学校用教科書目録（令和9年度使用）をもとに使用希望教科書の一覧表（使用教科書一覧表）及び教科書選定理由書の作成を求めた。 ○特別支援学校小・中学部については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、「山梨県教科用図書選定審議会」の答申を受け教科用図書採択の適正な実施を図るための指導・助言を行い、各学校に令和9年度使用教科用図書の調査資料の作成を求めた。 ○各校は校内教科書採択研究委員会での調査及び生徒の実態を踏まえ、教科書の選定を行い、各県立高等学校（特別支援学校高等部を含む）においては、使用教科書一覧表及び教科書選定理由書、特別支援学校小・中学部においては、調査資料の提出を行った。 ○各校より提出された使用希望教科書についての一覧表、選定理由書等は、各担当指導主事が確認を行った。
内容	○以上の経緯により提出された使用希望教科書について、令和9年度使用教科用図書としての採択をお願いしたい。 (1) 県立高等学校(特別支援学校高等部を含む) 検定済教科書：529種 133,677冊 (2) 特別支援学校 □小学部 ・検定済教科書（発行者数）：32種 ・文部科学省著作教科書（種類数）：165種 ・一般図書（種類数）：195種（2978冊） □中学部 ・検定済教科書（発行者数）：38種 ・文部科学省著作教科書（種類数）：167種 ・一般図書（種類数）：215種（1347冊） □高等部 ・検定済教科書（発行者数）：高等学校用140種、中学校用1種 ・文部科学省著作教科書（種類数）：なし ・一般図書（種類数）：16種（589冊）
今後の対応	○教育委員会で採択（8月19日定例教育委員会） ○教科書別の各校の採択状況一覧表および各校から提出された教科書選定理由書は、高校教育課及び山梨県教育委員会ホームページで公開する。（9月18日頃） ○採択された教科用図書の需要数は、県内市・私立高等学校分と合わせ、検定教科用図書及び文部科学省著作教科用図書については9月16日までに、一般図書については、9月30日までに文部科学大臣に報告する。（県内市・私立高等学校分を合わせた採択数 583種 311,156冊） （「教科書の発行に関する臨時措置法施行規則」第14条）